

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年3月13日(2008.3.13)

【公表番号】特表2007-509166(P2007-509166A)

【公表日】平成19年4月12日(2007.4.12)

【年通号数】公開・登録公報2007-014

【出願番号】特願2006-536826(P2006-536826)

【国際特許分類】

A 6 1 K	39/39	(2006.01)
A 6 1 K	39/02	(2006.01)
A 6 1 K	39/118	(2006.01)
A 6 1 K	39/108	(2006.01)
A 6 1 K	39/12	(2006.01)
A 6 1 K	39/145	(2006.01)
A 6 1 P	37/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/16	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	39/39
A 6 1 K	39/02
A 6 1 K	39/118
A 6 1 K	39/108
A 6 1 K	39/12
A 6 1 K	39/145
A 6 1 P	37/04
A 6 1 P	31/04
A 6 1 P	31/16

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月22日(2007.10.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非特異的免疫応答誘発のための免疫刺激性組成物の調製における、プロテオソームおよびリポサッカリドの使用。

【請求項2】

微生物感染を処置または予防するための混合された調製物の調製のための、
(a) 生得的免疫応答を誘発することができる、プロテオソームおよびリポサッカリドを含む免疫刺激性組成物、ならびに
(b) 適応的免疫応答を誘発することができる、プロテオソーム、リポサッカリドおよび微生物抗原を含む免疫原性組成物の使用。

【請求項3】

炎症性免疫応答を変化させるための免疫調節性組成物の調製における、プロテオソームおよびリポサッカリドの使用。

【請求項4】

アレルギー反応を処置または予防するための混合された調製物の調製のための、
(a) 炎症性免疫応答を変化させることができる、プロテオソームおよびリポサッカリドを含む免疫調節性組成物、ならびに
(b) アレルゲンに対する寛容を誘発することができる、プロテオソーム、リポサッカリドおよび抗原を含む免疫原性組成物の使用。

【請求項5】

微生物感染を処置または予防するための免疫刺激性組成物の調製における、プロテオソームおよびリポサッカリドの使用。

【請求項6】

インフルエンザウイルス感染を処置または予防するための免疫刺激性組成物の調製における、プロテオソームおよびリポサッカリドの使用。

【請求項7】

前記組成物の各々が粘膜、経腸、非経口、舌下、経皮、経粘膜、経鼻および吸入のうちの少なくとも1つから選択される経路によって投与される、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項8】

前記組成物の各々が経鼻的に投与される、請求項7に記載の使用。

【請求項9】

前記リポサッカリドの最終含有重量が、組成物の各々においてプロテオソームタンパク質のパーセンテージとして、約1%～500%の範囲におよぶ、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項10】

前記免疫刺激性組成物、免疫原性組成物、または免疫調節性組成物各々のプロテオソームおよびリポサッカリドが、同じグラム陰性細菌種から得られる、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項11】

前記プロテオソームが第一のグラム陰性細菌種から得られ、かつ前記リポサッカリドが、第二のグラム陰性細菌種から得られる、請求項1、3、5、または6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項12】

前記免疫刺激性組成物、免疫原性組成物、または免疫調節性組成物各々のプロテオソームおよびリポサッカリドが、異なるグラム陰性細菌種から得られる、請求項2または4のいずれか一項に記載の使用。

【請求項13】

前記組成物のリポサッカリドの少なくとも一つがShigella種、Chlamydia種、Yersinia種、Pseudomonas種、Plesiomonas種、Escherichia種、Porphyromonas種およびSalmonella種のうちの少なくとも1つから選択されるグラム陰性細菌から得られる、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項14】

前記組成物の各々のプロテオソームがNeisseria種から得られる、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項15】

前記組成物のプロテオソームがNeisseria meningitidisから得られ、そして前記リポサッカリドがShigella flexneriから得られる、請求項1～6のいずれか一項に記載の使用。

【請求項16】

前記免疫刺激性組成物または免疫調節性組成物の投与後に免疫原性組成物を前記被験体

に投与する工程をさらに包含し、該免疫原性組成物は、プロテオソーム、リポサッカリドおよび抗原を含む、請求項1または3のいずれか一項に記載の使用。

【請求項17】

前記免疫原性組成物が少なくとも2つの微生物抗原を含む、請求項2または16のいずれか一項に記載の使用。

【請求項18】

前記抗原がウイルス抗原、ウイルスプリット抗原、細菌抗原、真菌抗原または寄生生物抗原である、請求項2または16のいずれか一項に記載の使用。

【請求項19】

前記少なくとも2つの微生物抗原が同じ微生物から得られ、該微生物が、細菌、ウイルス、真菌または寄生生物である、請求項17に記載の使用。

【請求項20】

前記少なくとも2つの微生物抗原が、異なる微生物から得られる、請求項17に記載の使用。

【請求項21】

前記免疫原性組成物が少なくとも1つの微生物抗原を含む、請求項2または16に記載の使用。

【請求項22】

前記少なくとも1つの微生物抗原が、ウイルス、細菌、真菌または寄生生物である、請求項21に記載の使用。

【請求項23】

前記免疫原性組成物のうちのプロテオソームおよびリポサッカリドの重量と該免疫原性組成物のうちの微生物抗原、抗原、またはアレルゲン各々の重量との比が、4:1~1:4、1:1~1:500、または1:1~1:200の範囲内である、請求項2、4、および16のいずれか一項に記載の使用。

【請求項24】

前記免疫原性組成物の微生物抗原、抗原、またはアレルゲンの各々が組み換え体である、請求項2、4、または16のいずれか一項に記載の使用。

【請求項25】

前記細菌抗原が、Bacillus anthracis、Chlamydia trachomatis、Yersinia pestis、または腸病原性Escherichia coliから得られる、請求項18または22に記載の使用。

【請求項26】

前記細菌抗原がBacillus anthracis由来の防御抗原である、請求項25に記載の使用。

【請求項27】

前記ウイルススプリット抗原がインフルエンザスプリット抗原である、請求項18に記載の使用。

【請求項28】

前記免疫原性組成物が、前記免疫刺激性組成物または免疫調節性組成物各々の投与後約1日~約7日または10日後に投与される、請求項2、4、または16のいずれか一項に記載の使用。

【請求項29】

前記免疫原性組成物が適応的免疫応答を誘発する、請求項16に記載の使用。

【請求項30】

前記非特異的免疫応答が微生物感染を予防または処置する生得的免疫応答である、請求項1に記載の使用。

【請求項31】

前記微生物感染がウイルス感染、寄生生物感染、真菌感染または細菌感染である、請求項2、5、または30のいずれか一項に記載の使用。

【請求項 3 2】

前記細菌感染が C h l a m y d i a t r a c h o m a t i s 感染である、請求項 3 1 に記載の 使用。

【請求項 3 3】

前記組成物の少なくとも 1 つが、薬学的に受容可能なキャリアをさらに含む、請求項 1 ~ 6 または 1 6 のいずれかに記載の 使用。

【請求項 3 4】

前記炎症性免疫応答が 喘息 またはアレルギー反応である、請求項 3 に記載の 使用。

【請求項 3 5】

前記免疫原性組成物が少なくとも 2 つのアレルゲンをさらに含む、請求項 4 に記載の 使用。

【請求項 3 6】

前記アレルゲンが微生物抗原である、請求項 4 に記載の 使用。

【請求項 3 7】

前記免疫原性組成物のアレルゲンが細菌抗原である、請求項 4 に記載の 使用。

【請求項 3 8】

前記免疫原性組成物のアレルゲンが、吸入された粒子、花粉、蒸気、ガス、食物、飲料、薬物、毒素、微生物抗原、鱗屑、動物由来の化合物、チリダニ糞便、ポリペプチド、炭水化物および核酸のうち少なくとも 1 つから選択される、請求項 4 に記載の 使用。

【請求項 3 9】

前記花粉がカバノキ花粉である、請求項 3 8 に記載の 使用。

【請求項 4 0】

前記アレルギー反応が、喘息、アレルギー性肺胞炎、アレルギー性気管支肺アスペルギルス症、アレルギー性結膜炎、アレルギー性鼻感冒、アレルギー性皮膚炎、アレルギー性脈管炎およびアレルギー性鼻炎のうち少なくとも 1 つである、請求項 4 に記載の 使用。

【請求項 4 1】

前記微生物感染がウイルス感染である、請求項 2、5、または 3 0 に記載の 使用。

【請求項 4 2】

前記ウイルス感染がインフルエンザウイルス感染である、請求項 4 1 に記載の 使用。

【請求項 4 3】

プロテオソームおよびリボサッカリドを含む組成物 (a) ならびにプロテオソーム、リボサッカリド、および微生物抗原を含む組成物 (b) を含む、微生物感染を治療または予防するためのキット。

【請求項 4 4】

組成物 (a) および組成物 (b) の各々が投与に適しており、組成物 (a) が生得的免疫応答を誘発し、組成物 (b) が適応的免疫応答を誘発し、かつ組成物 (a) が組成物 (b) の前の投与に適している、請求項 4 3 に記載のキット。

【請求項 4 5】

プロテオソームおよびリボサッカリドを含む組成物 (a) ならびにプロテオソーム、リボサッカリド、および抗原を含む組成物 (b) を含む、アレルギー反応を治療または予防するためのキット。

【請求項 4 6】

組成物 (a) および組成物 (b) の各々が投与に適しており、組成物 (a) が炎症性免疫応答を誘発し、組成物 (b) がアレルゲンに対する寛容を誘発し、かつ組成物 (a) が組成物 (b) の前の投与に適している、請求項 4 5 に記載のキット。